

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令について

1. 概要

平成 28 年度補正予算の成立に伴い、雇用保険法に基づく各種助成金について、制度の見直しや新設等を行うもの。見直しや新設の対象となるのは以下の助成金であり、内容の詳細は別紙のとおり。

1. 労働移動支援助成金
2. 65 歳超雇用推進助成金
3. 生活保護受給者等雇用開発助成金
4. 地域雇用開発助成金
5. 両立支援等助成金
6. 人材確保等支援助成金
7. キャリアアップ助成金
8. キャリア形成促進助成金
9. 地域活性化雇用創造プロジェクト（仮称）

2. 根拠法令

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項及び第二項

3. 施行期日等

平成 28 年 10 月 補正予算成立後 公布・施行（予定）

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について【概要】

I. 雇用保険法施行規則の一部改正

1. 労働移動支援助成金

(1) 再就職支援奨励金の見直し

- 在職中の早い段階から再就職にあたり必要となるスキルを習得させ、早期再就職を図るため、次の見直しを行う。
 - ・ 事業主が教育訓練施設等に委託をして訓練を行う場合の助成措置を新たに創設する。(訓練実施に係る委託経費の2/3 (上限 30 万円))
 - ・ 再就職支援を委託した職業紹介事業者が職業訓練を実施した場合の助成措置について、1人当たり6万円から、訓練実施に係る委託経費の2/3 (上限 30 万円)に拡充する。

※ 再就職支援分、グループワーク分については改正なし。

【現行制度の概要】

再就職援助計画対象者等について、再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者に費用を負担して委託した事業主に対して、当該委託に要する費用の一部として次のとおり助成（1人当たり上限 60 万円）

再就職支援に要した委託費用（1の事業主につき、最大 500 人まで支給）

| | | 助成率 | |
|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------------------|
| | | 中小企業事業主以外 | 中小企業事業主 |
| 再就職 支援分 | ア再就職支援 委託時 | — | 10 万円 |
| | イ再就職 実現 後 | 通常 | 委託総額の 1/4 (1/3) からアの額を引いた額 |
| | | 特例 | 委託総額の 1/3 (2/5) からアの額を引いた額 |
| 職業訓練 (上限 18 万円) | | 6 万円/月 を上乗せ | |
| グループワーク | | 3 回以上実施で 1 万円を上乗せ | |

※ () は 45 歳以上の場合

(2) 受入れ人材育成支援奨励金の見直し

① 早期雇入れ支援

- 平成 32 年 12 月 31 日までの間、生産性向上が図られた成長企業における、職業安定局長が定める条件に該当する早期雇入れに対する支給額を、一人当たり 40 万円から、80 万円（雇入れから 6 か月経過後に 40 万円、さらに 6 か月経過後に 40 万円）に引き上げる。

【現行制度の概要】

再就職援助計画対象者等を離職後 3 か月以内に期間の定めのない労働者として雇用した事業主に対し、一人当たり 30 万円（職業安定局長が定める条件に該当する場合は 40 万円）を助成（1 の事業主につき、最大 500 人まで支給）

② 人材育成支援

- 再就職援助計画対象者等を雇入れ、訓練を実施した場合の助成額を拡充するとともに、生産性向上を図る成長企業において、成熟産業から成長産業への労働移動を進めるといふ政策理念に沿うものとして職業安定局長が定める条件に該当する雇入れを行い、当該労働者に対して訓練を実施した事業主に対する助成を優遇する。

| | | 現行の支給額 | 見直し後の支給額 | |
|----------|------|----------|----------|-----------|
| | | | 通常助成 | 優遇助成（※） |
| OJT 実施助成 | | 700 円/時 | 800 円/時 | 900 円/時 |
| Off-JT | 実施助成 | 800 円/時 | 900 円/時 | 1,000 円/時 |
| | 経費助成 | 上限 30 万円 | 上限 30 万円 | |

（※）職業安定局長が定める条件に該当する雇入れを行い、当該対象者に対して訓練を実施した場合

【現行制度の概要】

再就職援助計画対象者等を期間の定めのない労働者として雇入れ、当該労働者に対し訓練（Off-JT 又は Off-JT+OJT）を実施した事業主に対し、次のとおり助成

- ・ Off-JT に対する助成：訓練に係る賃金及び経費相当分を支給

1 訓練コース当たり 1 人につき、賃金助成として 1 時間 800 円（1,200 時間を限度）、経費助成として 30 万円を上限に支給

- ・ OJT に対する助成：訓練に係る実施費用相当分を支給

1 訓練コース当たり 1 人につき、1 時間 700 円（680 時間を限度）

2. 65歳超雇用推進助成金

○65歳超雇用推進助成金の創設

「ニッポン一億総活躍プラン」を受け、将来的に継続雇用年齢や定年年齢の引上げを進めていく必要があることから、65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年年齢の引上げを行う企業に対する支援を拡充するため、本助成金を創設する。

【新規事業の概要】

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して、当該措置の内容に応じて以下の助成額を助成する。

《助成金対象事業主》

- (1) 65歳への定年引上げを実施した事業主
- (2) 66歳以上への定年引上げ又は定年の定め廃止を実施した事業主
- (3) 希望者全員を66～69歳の年齢まで継続雇用する制度を導入した事業主
- (4) 希望者全員を70歳以上の年齢まで継続雇用する制度を導入した事業主

《支給額》

上記(1) 100万円、(2) 120万円、(3) 60万円、(4) 80万円

3. 生活保護受給者等雇用開発助成金

○生活保護受給者等雇用開発助成金の創設

【新規事業の概要】

地方公共団体とハローワーク等が締結した協定に基づき、ハローワークに支援要請があった生活保護受給者及び生活困窮者を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主に対し、助成金を支給する。

《助成金対象事業主》

- ・生活保護受給者等（地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者）を、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主。

《支給額》

- ・下記の額を雇入れから6か月経過後と1年経過後の計2回支給。

| | 中小企業事業主 | 中小企業事業主以外 |
|----------|---------|-----------|
| 短時間労働者以外 | 30万円 | 25万円 |
| 短時間労働者 | 20万円 | 15万円 |

4. 地域雇用開発助成金

○地域雇用開発奨励金の見直し

平成 28 年熊本地震発生後に、熊本県において事業所を設置・整備し、求職者等を雇い入れる事業主に対して助成を行う特例メニューを創設する（施行日から起算して一年を経過する日まで）。

【現行制度の概要】

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、求職者等を雇い入れる事業主に対して、設置・整備費用及び増加した労働者数に応じて一定額を助成する。

5. 両立支援等助成金

○介護離職防止支援助成金の創設

【新規事業の概要】

仕事と介護との両立の推進に資する職場環境を整備し、介護休業を取得・職場復帰をした労働者や介護のための所定外労働の制限制度等の利用者が生じた事業主に対して、助成金を支給する。

《助成対象事業主》

以下の要件を満たす事業主

- ①仕事と介護との両立の推進に資する職場環境の整備
- ②「介護支援プラン」の策定・導入

《支給額》

対象事業主が雇用する被保険者が、

- ①介護休業を 1 か月以上取得し復帰した場合
1 人あたり 40 万円（中小企業事業主 60 万円）
- ②介護のための勤務制度（所定外労働の制限、時差出勤、深夜業の制限）を 3 か月以上利用した場合
1 人あたり 20 万円（中小企業事業主 30 万円）

※1 それぞれ 1 事業主 2 人まで（期間の定めのない労働契約を締結している者・期間を定めて雇用される者一人ずつ）支給

※2 なお、当該助成金の創設に伴い、介護支援取組助成金は廃止する。

6. 人材確保等支援助成金

○職場定着支援助成金（個別企業助成コース）の見直し

- ・ 雇用管理制度助成について、助成対象となる雇用管理制度に短時間正社員制度（10万円支給）を追加（保育事業主のみ）。
- ・ 保育労働者雇用管理制度助成を創設（保育事業主のみ）。
保育事業主が、就業規則又は労働協約を変更することにより賃金制度の整備（賃金テーブルの設定等）をした場合に50万円を助成する。
また、計画期間終了後の目標の設定を義務付け、計画期間1年経過後の離職率に係る当該目標を達成できた場合には、60万円を追加で支給し、計画期間終了3年経過後に離職率が上昇しなかった場合には、さらに90万円を支給する。

【現行制度の概要】

○雇用管理制度導入助成

「魅力ある職場づくり」に向けて、事業主が雇用管理改善につながる雇用管理制度を導入した場合又は介護事業主が介護福祉機器等の導入若しくは賃金制度の整備を行う場合に助成する。

- ・ 導入する制度に応じて、以下の合計額を支給。

評価・処遇制度 10万円

研修制度 10万円

健康づくり制度 10万円

メンター制度 10万円

- ・ 制度導入による効果として、計画期間終了後の離職率に係る目標の設定を義務付け、計画期間1年経過後の当該目標を達成できた場合に60万円を追加で支給。

○介護福祉機器等助成

介護事業主が、介護福祉機器等の導入等に要した費用の1/2を支給（上限300万円）。

○介護労働者雇用管理制度助成（平成33年3月31日まで）

- ・ 介護事業主が、賃金制度の整備（賃金テーブルの設定等）をした場合に50万円支給。
- ・ また、計画期間終了後の離職率に係る目標の設定を義務付け、計画期間1年経過後の離職率に係る当該目標を達成できた場合には、60万円を追加で支給し、計画期間終了3年経過後に離職率が上昇しなかった場合には、さらに90万円を支給する。

7. キャリアアップ助成金

○処遇改善コースの見直し

- ・ 中小企業事業主が有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定した場合、現行の助成額に加え、以下の助成額を支給
 - 対象者1人当たり14,250円（※1）（全ての賃金規定等改定の場合）
 - 対象者1人当たり7,600円（※2）（一部の賃金規定等改定の場合）
- （※1）職業安定局長の定める条件を満たす場合、18,000円
（※2）職業安定局長の定める条件を満たす場合、9,600円

【現行制度の概要】

全ての又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定した場合に助成する。

≪支給額≫※カッコ内は中小企業事業主以外の事業主の額

○全ての賃金規定等改定の場合

- ・ 1人～3人：1事業所当たり10万円（7.5万円）
- ・ 4人～6人：1事業所当たり20万円（15万円）
- ・ 7人～10人：1事業所当たり30万円（20万円）
- ・ 11人～100人：対象者1人当たり3万円（2万円）

○雇用形態別、職種別等の賃金規定等改定の場合

- ・ 1人～3人：1事業所当たり5万円（3.5万円）
- ・ 4人～6人：1事業所当たり10万円（7.5万円）
- ・ 7人～10人：1事業所当たり15万円（10万円）
- ・ 11人～100人：対象者1人当たり1.5万円（1万円）

※「職務評価」の手法を活用した場合、1事業所当たり20万円（15万円）加算

8. キャリア形成促進助成金

○一般団体型訓練の見直し

中小企業等経営強化法に規定する認定事業分野別経営力向上推進機関が事業分野別経営力向上推進業務として行う事業分野別指針に定められた事項に関する研修（以下「推進機関が行う研修」という。）を一般団体型訓練の助成対象訓練に追加する。

推進機関が行う研修 経費助成 1 / 2

【現行制度の概要】

<一般団体型訓練>

事業主団体等が傘下の構成事業主の雇用する被保険者に対して以下の訓練を実施した場合、事業主団体等に訓練経費を助成する（上限 500 万円）。

- ・若年労働者に対する訓練、熟練技能の育成・承継のための訓練

経費助成 1 / 2

- ・育休中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練

経費助成 2 / 3

9. 地域活性化雇用創造プロジェクト（仮称）

○地域活性化雇用創造プロジェクト（仮称）の創設

【新規事業の概要】

各都道府県の提案する産業政策と一体となって雇用を創出する事業から、コンテスト方式により、安定的な正社員雇用の創造効果が高い事業を選定し、その費用について補助を行う。